

○古河市マイナンバーカード関連業務申請書自動作成システム機器賃貸借業務に係る公募型プロポーザル方式による事業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、古河市マイナンバーカード関連業務申請書自動作成システム機器賃貸借業務(以下単に「業務」という。)を適正に実施するため、公募による、技術、企画等に基づく提案(第3条第3号において「プロポーザル」という。)方式による事業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置等)

第2条 前条の目的を達成するため、古河市マイナンバーカード関連業務申請書自動作成システム機器賃貸借業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員(以下「委員等」という。)をもって構成する。
- 3 委員長は市民部長を、副委員長は市民総合窓口課長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) デジタル推進課長
 - (2) 市民総合窓口課 古河庁舎市民総合窓口室長
 - (3) 市民総合窓口課 三和庁舎市民総合窓口室長

(所掌事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。
- (1) 事業者の候補者(以下「候補者」という。)を選定するための審査基準に関すること。

- (2) 提案書等提出された書類の審査に関すること。
- (3) プロポーザルの評価及び候補者の選定に関すること。
- (4) その他候補者の選定に関し必要な事項

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員等の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員等以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席した議長以外の委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議を開くいとまがないときその他の事由により必要と認めるときは、持ち回りで決議することにより、前項の規定による議決に代えることができる。
- 6 会議は、非公開とし、委員等及び関係職員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。

(利害関係に関する申告)

第5条 委員等は、本件の審査に関し参加者と利害関係を有する場合は、事務局に申告しなければならない。

- 2 委員等は、参加者から故意の接触があった場合は、事務局に通報しなければならない。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、市民総合窓口課が担当する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年12月3日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、業務の賃貸借契約が締結された日限り、その効力を失う。